

第2期宮城県教育振興基本計画

～志を育み，復興から未来の創造へ～

平成29年3月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 本県教育の現状	2
1 本県教育を取り巻く社会の状況	
2 本県教育の課題	
3 宮城県教育振興基本計画の検証	
第3章 本県教育の目指す姿	26
1 目指す姿	
2 計画の目標	
第4章 施策の展開	28
1 施策の全体体系	
2 施策の基本方向	
・ 基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成	32
・ 基本方向2：健やかな体の育成	37
・ 基本方向3：確かな学力の育成	40
・ 基本方向4：幼児教育の充実	45
・ 基本方向5：多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	48
・ 基本方向6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成	51
・ 基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成	55
・ 基本方向8：安心して楽しく学べる教育環境づくり	58
・ 基本方向9：家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる 環境づくり	65
・ 基本方向10：生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	69
第5章 計画の推進	74
1 計画の推進に向けた施策の在り方	
2 学校における教育施策の着実な推進	
3 関係機関、関係団体等との連携	
4 県民総がかりによる教育施策の展開	
資料	77
1 第2期宮城県教育振興基本計画策定経過	
2 宮城県教育振興審議会への諮問文	
3 宮城県教育振興審議会委員名簿	
4 教育振興審議会条例	

(5) 学校施設・設備の整備充実

- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建を進めます。
- 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- 安全性に加えてユニバーサルデザイン^{※32}など教育にとって快適な空間づくりの視点も踏まえながら、経年により老朽化した既存の校舎、屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備を推進します。
- 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、将来の県立学校の姿を考慮し、学校の再編・統合等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

(6) 私学教育の振興

- 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

<基本方向8>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	87.0%	91.0%	義務教育課
中学3年生	80.3%	84.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合 (%)			
小学校	76.0%	83.0%	義務教育課
中学校	54.0%	60.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合 (%)	68.0%	90.0%	高校教育課
	(H26年度)	(H32年度)	
学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合 (%)	87.2%	100%	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	

新県立高校将来構想

(平成23年度～平成32年度)

平成22年3月

宮城県教育委員会

目次

第1章 新たな県立高校将来構想の策定	1
1 本県の高校教育改革の取組状況	
2 新たな県立高校将来構想の位置づけ	
第2章 本県の高校教育を巡る現状と課題	2
1 社会経済環境の変化	
(1) 知識基盤社会の到来	
(2) 若年層の目的意識の希薄さ	
(3) 家庭・地域の教育力の低下	
(4) 分権型社会の進展と厳しい財政状況	
(5) 少子化の進行	
2 県立高校の現状と課題	
(1) 高校教育を巡る国の動き	
(2) 義務教育と大学等高等教育をつなぐ高校教育	
(3) 本県高校教育に対する社会の要請	
(4) 生徒数減少と学校規模の縮小	
第3章 今後の県立高校教育の在り方	5
1 本県高校教育における人づくりの方向性	
(1) 主体的に生き抜く力の育成	
(2) 人と関わる力の育成	
2 高校教育改革の取組の方向性	
(1) 学力の向上 ー学び続けるための基礎力づくりー	
① 基礎基本となる知識の定着	
② 知識を活用した課題解決力の育成	
③ 人間関係を構築する力の育成	
④ 学校外の教育資源の活用	
(2) キャリア教育の充実 ー志（こころざし）教育の推進ー	
① 勤労観・職業観の育成	
② 変化に対応できる基本姿勢の育成	
(3) 地域のニーズに応える高校づくりの推進 ー地域とともに生きる高校づくりー	
① 地域とつながる高校づくりの推進	
② 開かれた高校づくりと安全対策の強化	
(4) 教育環境の充実、学校経営の改善 ー少子化時代における魅力ある教育環境づくりー	
① 教員の資質の向上	
② 学校改善の定着	
③ 効率的・効果的な施設整備の推進	
④ 多様な生徒の受け入れ態勢の整備	

1 学科等の在り方

- (1) 全日制課程
 - ① 普通科
 - ② 専門学科（職業系学科）
 - ③ 専門学科（職業系以外の学科）
 - ④ 総合学科
- (2) 定時制課程
- (3) 通信制課程
- (4) その他の学科・学校等
 - ① 中高一貫教育校
 - ② 単位制高校
 - ③ 総合産業高校

2 学校配置の考え方

- (1) 地域との関わり
- (2) 機会均等への配慮
- (3) 活力維持や教育機能を十分発揮し得る学校規模
- (4) 市立高校・私立高校との協調した取組
- (5) 小規模校の対応

3 地区別の県立高校再編の方向性

- (1) 南部地区
- (2) 中部地区
- (3) 大崎地区
- (4) 栗原地区
- (5) 登米地区
- (6) 石巻地区
- (7) 本吉地区

第5章 将来構想の推進

1 家庭・地域社会への期待

- (1) 役割分担の明確化と連携促進
- (2) 家庭の教育力向上に向けて
- (3) 地域の教育力の活用に向けて

2 適正な進行管理

- (1) 実施計画策定の必要性
- (2) 適正な進行管理

【資料編】

どに加え、日々の教材研究や各高校における校内研修の充実等により、教員の資質向上に向けた校内体制を構築します。

② 学校改善の定着

教員の資質向上と併せて重要なことは、学校経営における「改善の循環」を定着させることです。教育においては、「不易と流行」を見極めることが必要であり、「不易」以外の部分については、校長のリーダーシップにより、可能な限り速やかに見直しが行われるよう、社会の変化に連動した必要な改善に速やかに着手できる仕組みを整備していきます。

これまで、学校評議員や学校評価制度の導入により、「PDCAサイクル」による学校経営の改善への取組が始まっていますが、適時性や効果の検証面においてはまだ不十分な点が多いことから、今後、生徒や保護者の意見を十分参考にした学校による自己評価に加え、学校評議員などを活用した学校関係者評価を定着させ、地域の高校として、学校内外の声を踏まえた学校経営の「改善の循環」を促進します。

③ 効率的・効果的な施設整備の推進

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要な要素であり、今後、各高校における教育活動に支障の生じないよう、施設設備の計画的な整備を進めます。併せて、生徒数減少に連動した高校再編も視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した整備を進めます。

④ 多様な生徒の受け入れ態勢の整備

不登校傾向の生徒やコミュニケーション能力に問題を抱える生徒あるいは発達障害のある生徒等への対応として、今後、校内での受け入れ態勢のより一層の整備・充実を図ることが求められています。そのため、教員の発達障害等に対する理解促進や適切な対応に向けた研修会の充実を図ります。

新県立高校将来構想 第3次実施計画

平成29年2月
宮城県教育委員会

目 次

第1章 実施計画の策定に当たって

1	第3次実施計画策定の趣旨	1
2	第3次実施計画の構成	1
3	実施計画の計画期間	1
4	実施計画に掲げる事業の位置づけ	1
5	適正な進行管理の実施	1

第2章 高校教育改革の取組

1	学力の向上	2
	－学び続けるための基礎力づくり－	
2	キャリア教育の充実	6
	－志（こころざし）教育の推進－	
3	地域のニーズに應える高校づくりの推進	8
	－地域とともに生きる高校づくり－	
4	教育環境の充実・学校経営の改善	11
	－安心して学べる魅力ある教育環境づくり－	
5	東日本大震災からの教育の復興に向けた取組	14

第3章 社会情勢の変化に的確に対応した学科編成・学校配置

1	水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建	16
2	学科編成について	17
3	学校配置について	20
4	学校配置計画・学科編成	22
5	その他（参考）	24

＜第3次実施計画施策体系図＞

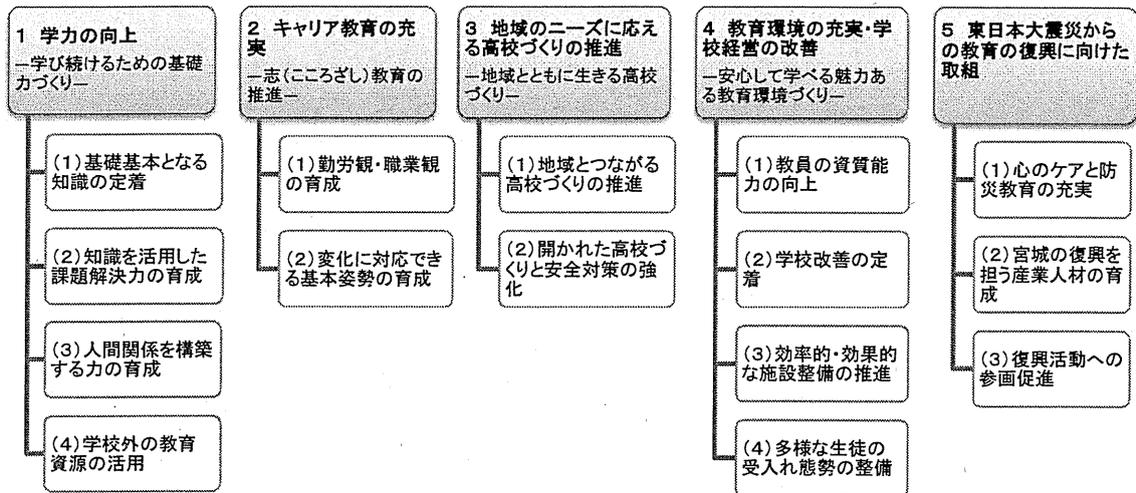
未来を担う人づくり

主体的に生き抜く力の育成

人と関わる力の育成

第1章 実施計画の策定に当たって

第2章 高校教育改革の取組



第3章 社会情勢の変化に的確に対応した学科編成・学校配置

1 水産高校、農業高校及び気仙沼沼向洋高校の再建

東日本大震災により、校舎等が被災した水産高校、農業高校及び気仙沼沼向洋高校の3校について、望ましい教育環境の速やかな確保を図る観点から再建を進め、防災機能の充実や6次産業化等の新たなニーズに対応した教育施設も含め、新しい学校づくりに取り組んでいきます。

2 学科編成

■全日制課程

普通科	専門学科	総合学科
<ul style="list-style-type: none"> ・社会や職業に対する意識・態度の育成 ・生徒の多様な興味・関心等に応じた教育活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造の変化に対応した魅力ある学科への改編 ・地域のニーズを踏まえた職業教育拠点校の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の維持・充実に向けた体制整備

■定時制課程

・定時制課程における昼間部・夜間部の配置や学級数の検討

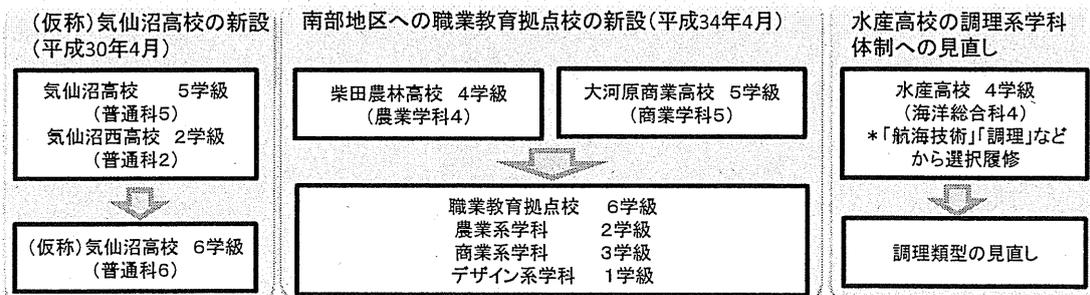
■通信制課程

・生徒個々の事情や特性に応じたきめ細かな教育支援

■職業教育拠点校の新たな設置

・6次産業化を軸とした学科間連携による発展的な専門教育の展開や地域産業振興に貢献できる人材の育成

3 学校配置計画・学科編成



	<ul style="list-style-type: none"> • OJT※の強化を図り、教員同士がともに支え合いながら日常的に学び合える校内研修の充実に取り組みます。 • 新たな人事評価制度を活用し、教職員一人一人の資質能力の向上と学校の教育活動の活性化を図ります。 • 全ての学校に研究・研修担当者を設置し、校内研究・研修体制を整備します。 • 校内研修の充実に向け、指導主事や大学教員等の外部機関による訪問支援の体制を充実します。 • 進路指導担当者等を対象とした系統的な校内の進路指導研修を実施します。 • 生徒指導や特別支援教育に関する研修を実施します。
--	---

※OJTとは、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。お・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略。

(2) 学校改善の定着

校長のリーダーシップにより、社会の変化等に連動した学校改善に速やかに着手できる仕組みを整備するため、学校関係者評価の定着など、学校内外の声を踏まえた学校経営における「改善の循環」を促進します。

項 目	内 容
①学校評議員制度の効果的な運用 (学校評価事業)	<ul style="list-style-type: none"> • 各学校においては、特性・役割を踏まえて教育目標や成果指標等を定めるとともに、学校評議員制度を活用しながら、適切な進行管理を行います。
②学校におけるPDCAサイクルの定着 (学校評価事業)	<ul style="list-style-type: none"> • 学校評議員による学校評価の結果を学校運営の改善に生かすための研修会を実施するなど、学校におけるPDCAサイクルを定着させることで、学校現場において課題等を認識した際に、適切な改善措置を講じる確実かつ安定的な体制を確立します。

(3) 効率的・効果的な施設整備の推進

各学校における教育活動に支障が生じないよう施設設備の計画的な整備を進めるとともに、生徒数減少による高校再編も視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進します。

項 目	内 容
①計画的な施設・設備整備の推進 (校舎改築事業・校舎大規模改造事業・学科転換対応設備整備費)	<ul style="list-style-type: none"> • 各学校の教育環境確保のための校舎等改築及び大規模改造等を計画的に推進します。 • 技術の進歩に対応した職業系専門学科等の実習施設・設備等を整備します。

附属資料9

施設整備概要

1 建築概要

施設名称 (改築前)	現況面積	改築後	内訳
敷地	29,971.㎡		現敷地内に建て替え
校舎	8,107.㎡		21学級, 4棟(北・西・南・東棟)
屋内運動場	1,968.㎡		
附属棟	1,044.㎡		倉庫, 部室, 弓道場ほか

2 施設整備費

校舎等整備費	5,743,301千円	A
解体費	550,812千円	B
設計・監理・その他	279,598千円	C
仮設校舎工事費	1,152,080千円	D
仮設計画等	19,774千円	E
合計	7,745,565千円	

(設計委託, 工事監理, 運搬, 事務, LAN等)

※ 施設整備費は, 施設整備に係わる基本設計を実施していないため, 平成27年度営繕工事予算単価を基に算出している。

3 維持管理費積算内容

	40年間	単年度	内訳					
人的経費	524,040千円	13,101千円	庁務員 2名 401,885円×16.30ヶ月(期末勤勉手当含む)×2名 ※人事課「職員給与のあらまし」(平成28年4月)より					
修繕・補修関係経費	1,390,370千円		建築後20年に実施する大規模改造					
			学校名	校舎面積	改造費	単価(千円/㎡)	備考	
			名取北高校	8,111㎡	1,079,540千円	133千円/㎡	仮設校舎分を除く	
			仙台南高校	7,791㎡	1,277,012千円	164千円/㎡		
			貞山高校	3,738㎡	571,326千円	153千円/㎡		
			平均			150千円/㎡		
			既設校舎等環境整備事業(高等学校)					
			年度	予算額	学校数	単価(千円/校)	備考	
			平成26年度	278,277千円	71校	3,919千円/校		
			平成27年度	344,585千円	69校	4,994千円/校		
平成28年度	287,206千円	69校	4,162千円/校					
平均			4,358千円/校					
大規模修繕積算額								
校舎等大規模改造			150千円×8,107㎡ = 1,216,050千円					
既設校舎等環境整備			4,358千円×40年 = 174,320千円					
合計			1,390,370千円					
運営・管理経費	1,770,200千円	44,255千円	警備, 清掃, 光熱水費, その他の管理経費					
			学校名	学級数	生徒数	施設面積	管理費総額	千円/人
			仙台二華高校	21	703	14,088㎡	46,728千円	66千円/人
			仙台第三高校	24	955	13,809㎡	44,994千円	47千円/人
			仙台三桜高校	21	839	12,844㎡	39,680千円	47千円/人
平均			53千円/人					
管理経費積算額								
			53千円/人×835人 = 44,255千円					
合計	3,684,610千円							

※ 修繕・補修関係経費は, 近年に実施された校舎等大規模改造事業実績額の㎡当たり平均単価及び既設校舎等環境整備事業の1校当たりの平均額から算出している。また, 運営・管理経費は, 学校規模の類似した仙台市内3校の平成28年度実績より生徒1人当たりの単価を算出し, 宮城第一高等学校の生徒定員数を乗じ積算している。

県立高等学校改築事業 相対比較表

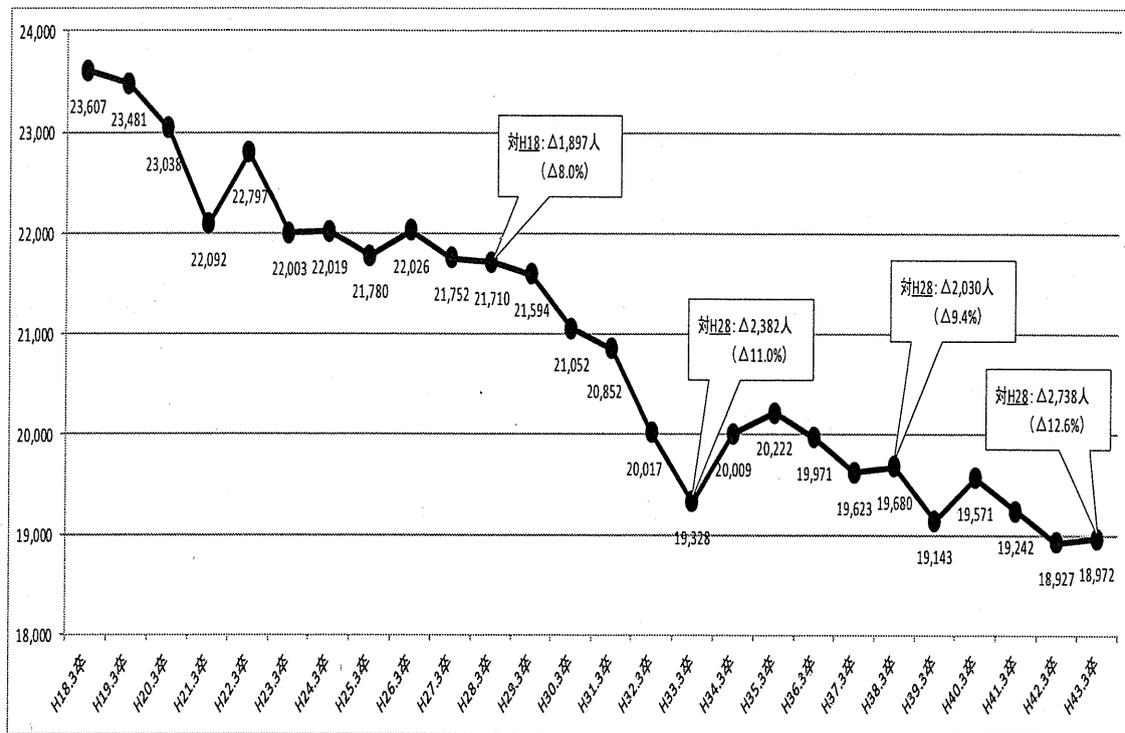
学校名	宮城第一高校	石巻好文館高校	古川黎明中・高校	白石高校	仙台二華中・高校
校舎供用開始年度	平成36年度	平成32年度	平成25年度	平成22年度	平成22年度
生徒数 (定員数)	840人	600人	960人 (中240人・高720人)	920人	960人 (中240人・高720人)
A 建設費(設計額・税抜)※	3,354百万円 (概算設計)	2,626百万円 (概算設計)	3,121百万円 (平成23年度設計)	2,585百万円 (平成20年度設計)	2,485百万円 (平成20年度設計)
B 校舎改築面積※	8,407㎡ (現有面積)	7,009㎡ (現有面積)	15,072㎡	12,977㎡	11,492㎡
1㎡当たり建設費 [A/B]	399千円/㎡	375千円/㎡	207千円/㎡	199千円/㎡	216千円/㎡
物価上昇率を加味した単価	-	383千円/㎡	318千円/㎡	321千円/㎡	353千円/㎡

※ 本表における建設費は、校舎棟及びその附属棟に関する金額及び面積で比較している。

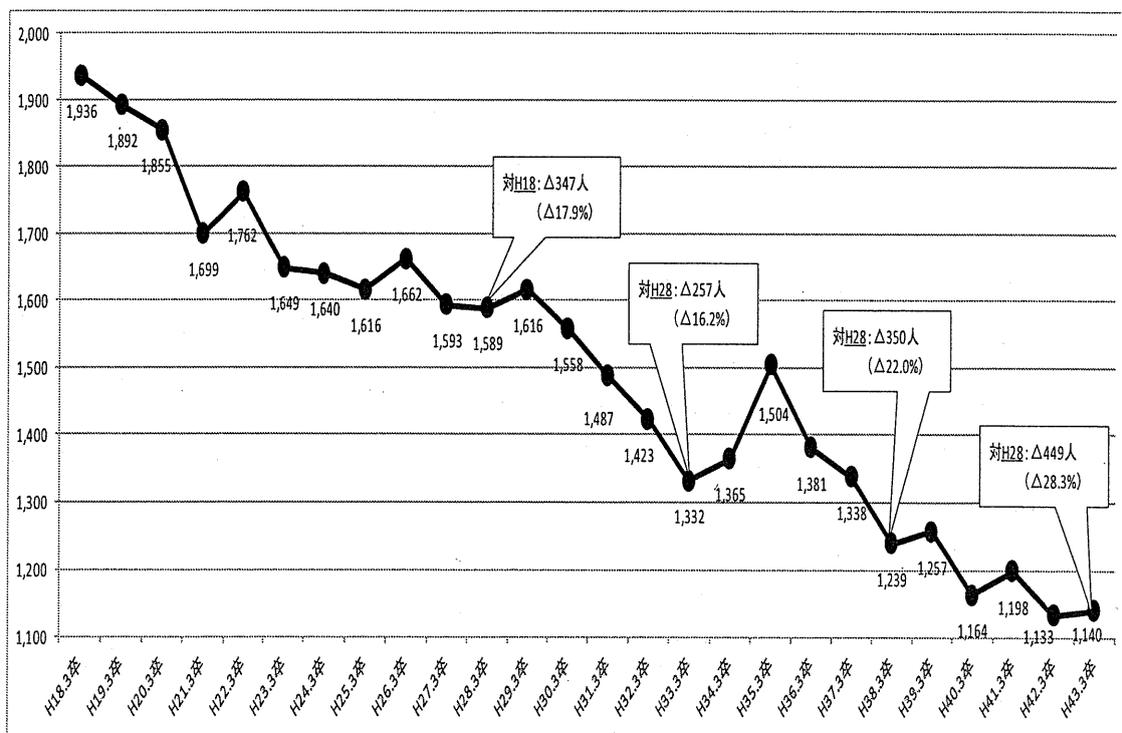
附属資料 11

本県の中学校卒業生数の推移・将来予測

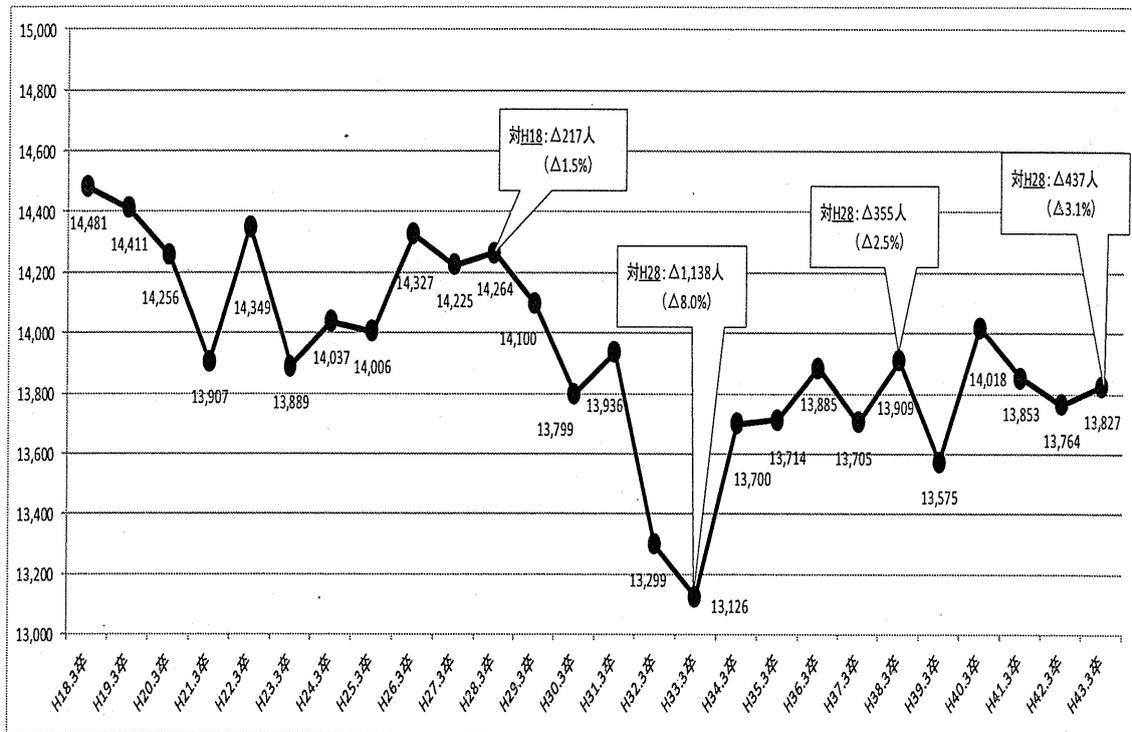
○全県



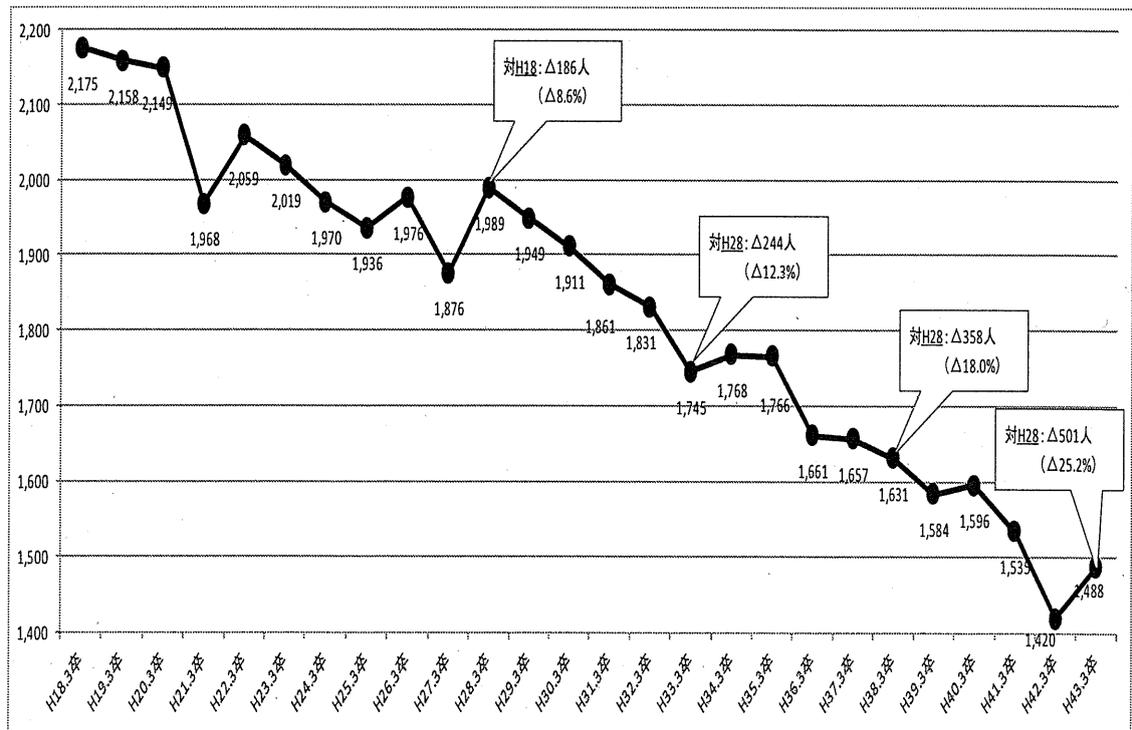
○南部



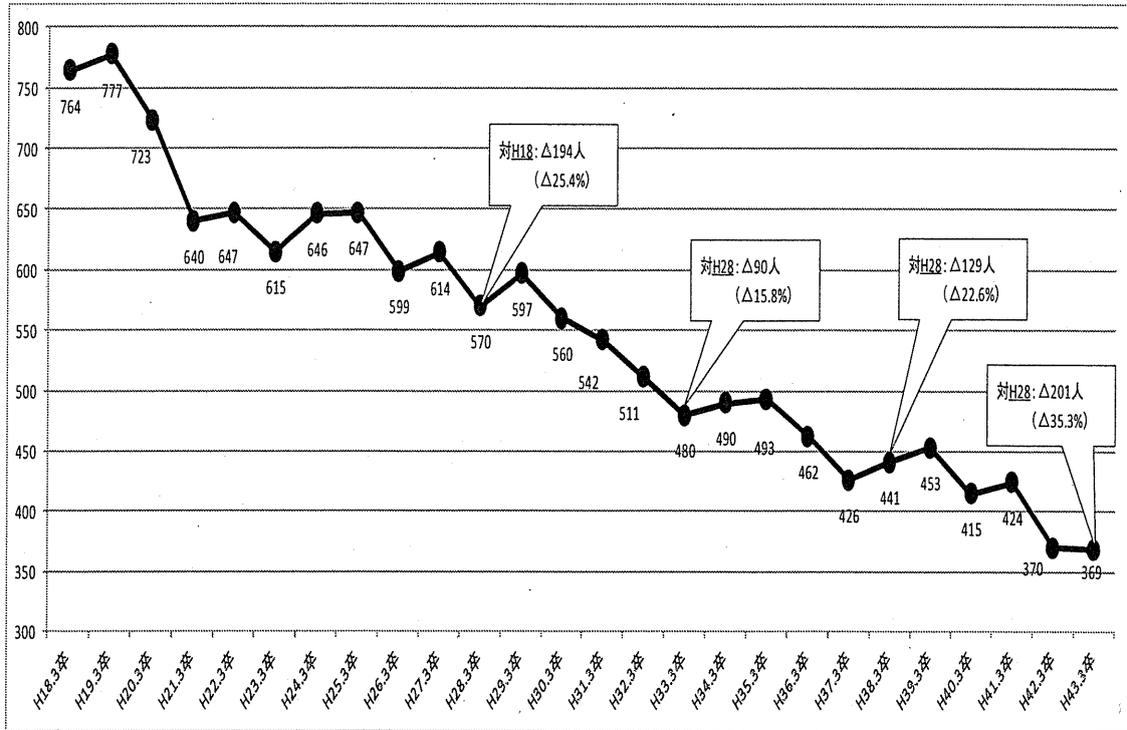
○中部



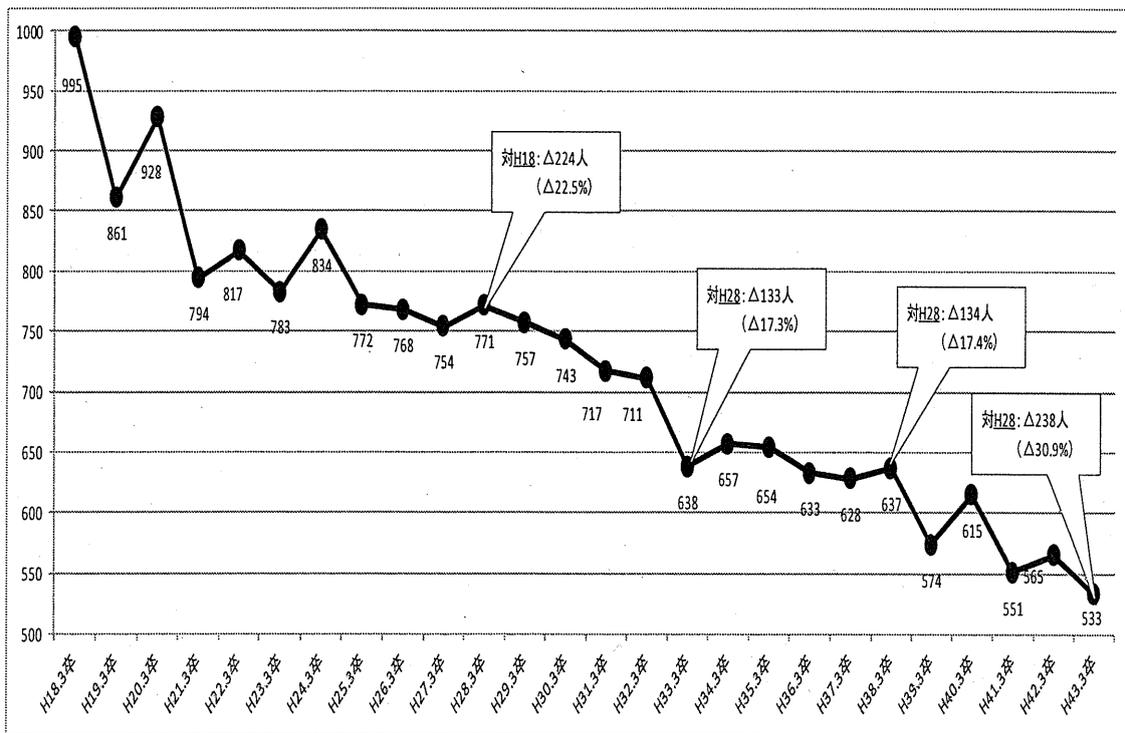
○大崎



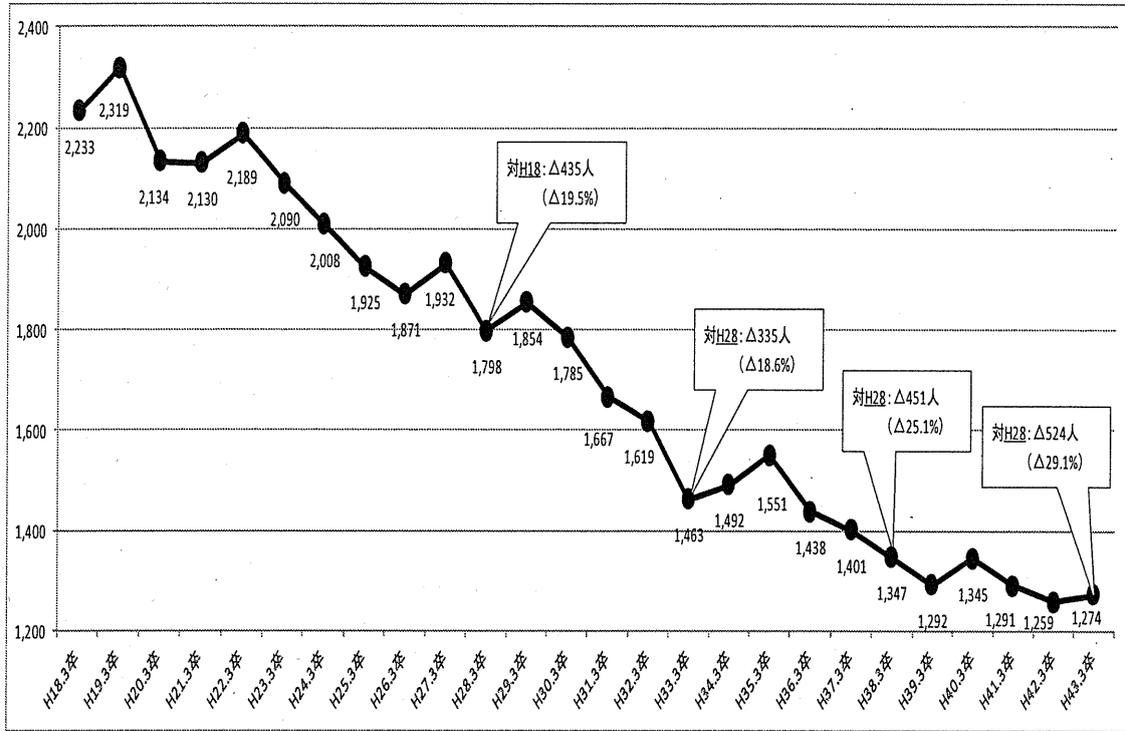
○栗原



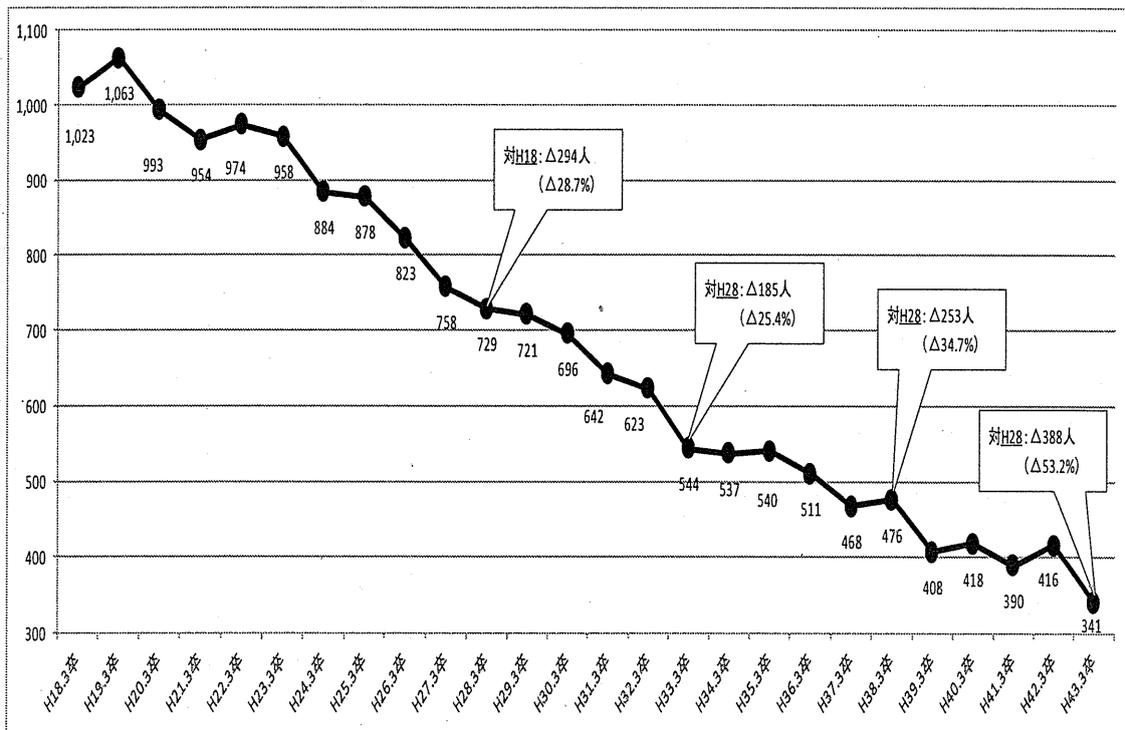
○登米



○石巻



○本吉



※平成28年度データまでは実数。平成29年度以降は推計値（データ出典：学校基本調査、幼児人口調査）

減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50		
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47		
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの			
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	34		
		その他のもの	41		
		旅館用又はホテル用のもの			
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	31		
		その他のもの	39		
		店舗用のもの	39		
		病院用のもの	39		
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38		
		公衆浴場用のもの	31		
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24		
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31		
		その他のもの			
		倉庫事業の倉庫用のもの			
		冷蔵倉庫用のもの	21		
		その他のもの	31		
		その他のもの	38		
		れんが造、石造又はブロック造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41
				店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
				飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36				
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34				
公衆浴場用のもの	30				
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)	22				
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	28				
その他のもの					

減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	20
		その他のもの	30
		その他のもの	34
	金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29
		公衆浴場用のもの	27
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	20
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	25
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	19
		その他のもの	26
		その他のもの	31
	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24
		公衆浴場用のもの	19
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19
		その他のもの	24
	金属造のもの(骨格	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22

減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
	材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	19
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
		公衆浴場用のもの	15
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	12
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	14
		その他のもの	17
		木造又は合成樹脂造のもの	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	20		
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17		
公衆浴場用のもの	12		
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9		
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11		
その他のもの	15		
木造モルタル造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	

別記様式第1号 (第12第2項(1)関係)

PPP・PFI検討調書

平成29年7月20日作成

部局課室名	教育庁 施設整備課 県立施設第一班 担当者職・氏名 主査・上村陽一郎	
事業の名称	宮城第一高等学校校舎等改築事業 (新規・ 建替 ・運営権)	
事業の目的	経年による老朽化が著しいため、既存校舎及び屋内運動場を改築するもの。 当該校の校舎施設は、昭和41年から昭和44年に旧耐震基準で建築されたものである。また屋内運動場は昭和46年の建築である。 耐震補強工事及び必要最小限の改修により施設の保全を図ってきたほか、平成20年度の男女共学化に伴いトイレ等を改修したが、大規模な改修は行っていない。 校舎及び屋内運動場は、既に建築後46～50年が経過しており、老朽化が著しいことから改築を行うものである。	
スケジュール	平成29年度 PPP・PFI導入調整会議及び行政評価委員会(大規模事業評価部会) 平成30～32年度 基本・実施設計, 地質調査等 平成31年度 仮設校舎設計・工事 平成32年度 旧校舎解体工事 平成33～35年度 校舎等改築工事 平成36年度 外構・グラウンド整備工事 仮設校舎・旧屋内運動場解体工事 供用開始予定 平成36年4月	
用地関係	【予定地】	仙台市青葉区八幡一丁目6-2
	【用地確保】	県有地(宮城第一高等学校敷地内)
	【敷地面積】	29,971㎡
	【計画上の規制】	規制区域 ー 用途 第2種中高層住居専用地域 建坪率 60% 容積率 200% その他 第2種高度地区・準防火地域
整備等費用	事業規模	延べ床面積 11,134㎡ (校舎8,122㎡, 屋内運動場1,968㎡, その他附属棟等1,044㎡) 造成面積 ー ㎡

	建設費	調査費	15百万円
		設計費	200百万円
		建設費	7,531百万円(工事監理費含む)
		その他(用地費,負担金等)	0百万円
		合計	7,746百万円
運営等費用 (※事業期間 20年間)	人件費		262百万円(13.1百万円/年)
	大規模修繕費		0百万円(0.0百万円/年)
	諸税公課		0百万円(0.0百万円/年)
	その他	施設管理費	885百万円(44.3百万円/年)
		施設保守管理費	87百万円(4.4百万円/年)
総事業費			8,980百万円
補助制度 の内容			
その他			

【PPP・PFI事業とした場合の想定】（2以上の手法を選択した場合，各々の手法について本項目を作成のこと。）

採用する PPP・PFI手法 (第3関係)	BTO方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） （民間事業者が自ら資金調達を行い，民間事業者の提案に基づいた施設を設計・施工した後，施設の所有権を県に移転した上で，民間事業者が施設の維持管理業務を行うもの。）
事業形態 (*PFI手法を選択した場合)	サービス購入型
民間事業者の 事業範囲	校舎等改築事業，施設管理，維持補修，警備，清掃，エレベーター保守点検，植栽管理等を想定している。 なお，学校教育法で「校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。」（第62条。第37条第4項の準用規定）とされている。校務とは教育活動に関する事，学校施設設備に関する事，人事管理や会計事務などの内部事務に関する事，渉外に関する事を指し，学校運営全般を指すものである。前述のように校務は専ら校長またはその命により教職員が行うものであることから，今回の事業ではPFI事業範囲として想定していない。
民間事業者の 創意工夫	基本設計からPFI事業とするため，設計・施工・管理の一貫性により，民間事業者の創意工夫を活用できる余地がある。
事業用地の扱い	県有地内での事業を想定しており，民間事業者への無償貸与が可能である。
事業期間	26年間（設計・建設期間6年，管理期間20年） 平成30年度から平成36年度までの7年間を設計及び建設・解体の期間とするが，平成36年度から新校舎等を供用開始するため，維持管理期間は平成36年度からの20年間と想定する。 なお，仮設校舎及び旧屋内運動場の解体は，平成35年度に設計，平成36年度に工事を実施する。
資金調達	民間金融機関からの融資（プロジェクトファイナンス）
事業方式選定 理由	民間事業者の固定資産税等の建設後に発生する負担の軽減が図られること，事業者の倒産等のリスクを必要最小限に抑えることができることから，BTO方式を選定した。

PPP・PFI導入のメリット

1 設計・建設

○民間事業者の創意工夫により，基本設計段階から要求内容以上のものが民間事業者から提案されることで，魅力ある提案，質の高いサービスが期待できる。

2 維持・管理

○維持管理事業者が設計段階から参画できるため，効率的・効果的な維持管理を考慮した施設づくりが可能になる。

○直接的な施設維持管理業務の軽減が図られる。

3 その他

○設計から施工・管理までをPFI事業範囲とすることで民間事業者の創意工夫による良質な公共サービスの提供が可能になり，建設及び維持管理を含めたトータルコストの低減が期待できる。

○民間事業者の資金，経営能力，技術的能力，ノウハウ等の有効活用が可能となる。

○民間事業者への支払方法の設定によっては，支払額の平準化が可能となる。

PPP・PFI導入のデメリット

○民間事業者の募集・評価・選定，PFI適性を判断する導入可能性調査の費用や法務・財務等のアドバイザー経費など，新たな経費や手続きに要する時間が必要となる。

○導入可能性調査から事業者選定までに十分な時間を確保する必要があるため，従来方式による整備手法よりも建物の完成までに時間を要する。

○導入可能性調査や事業選定に係る事務量が增大するため，専門的な担当部署・人員の確保が必要になる。

○複数の企業が参加して設立する特別目的会社（SPC）が事業実施者となるため，構成企業の経営状況によっては倒産等の可能性がある。

○PFI事業を維持するためのモニタリング業務が発生する。

○工事及び事業期間中の物価上昇への対応が必要になる。

国・自治体等の類似した事業でのPPP・PFI導入事例

* 主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと

○類似事例（現有敷地内での、学校単独・同規模・同内容での改築）での導入事例はない。

<参考>

○複合施設として整備し、施設の一部を一般開放するもの。

1 省庁，地方公共団体等の名称

徳島県徳島市

2 事業名

徳島市立高等学校校舎整備等事業（H19.3.26公表）

3 事業規模

敷地面積50,250㎡，建物面積19,000㎡程度

4 事業概要

○民間事業者が施設等の設計，建設を行った後，市に所有権を移転し，事業期間中に係る維持管理等を行うもの。

○自由提案施設の設置・運営，自由提案施設と食堂の一般住民への開放を含む。

5 VFM試算等

(1) 特定事業選定時

○従来方式・PFI手法ともに価格非公表

○財政負担削減率 17.7%

（条件設定：割引率4.0%）

（事業期間：施設整備2年6か月，維持管理・運営14年3か月（校内情報システム5年3か月））

(2) 事業者選定時

○提案価格 5,540百万円（税抜き）

○財政負担削減率 17.6%

（条件設定・事業期間：特定事業選定時と同じ）

担当部局の結論

1 PPP・PFI手法で実施（一部実施を含む。） 2 従来方式で実施 3 その他

判断理由（詳細に記載のこと。）

○PFI事業は、官民の協働により、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の設計・建設、維持管理及び運営等を行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供、コスト削減の実現を目指す手法である。

○一般的に、PFI事業は、①施設の運営まで含めた事業範囲であること、②民間事業者による創意工夫が発揮できる余地があること、③民間への適切なりスク移転が可能であること、④公共サービスが長期的に安定し、且つ収益が見込めること、等の要件を満たす事業が適しているものと整理できる。

○学校教育法の規定等により、教育及び学校運営の部分を民間に委ねることはできないため、PFIの対象業務としては、以下の3つが考えられる（文部科学省『公立学校施設整備PFI事業のための手引書（平成15年4月）』参照）。

①学校限定型（施設の保守・点検、修繕、清掃、警備などの業務）

②地域開放型（公立学校施設の他目的利用に関する業務）

③複合施設型（他目的施設を併設し管理する業務）

今回は学校単独で施設を整備するものであり、③は該当しないことから、PFI導入の可能性は①と②となるが、建設予定地の周辺は文教施設が多く存在していることから②の需要は低いと考えられるため、①の学校限定型が想定される。

○民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務に関しては、以下のことから人件費の低減や業務の効率化はほぼ図れないと推測される。

・校務は専ら教職員が担うため、庁舎管理などの施設運営に限定されている。

・食堂及び売店の業務については、既に民間事業者へ業務委託しており、業者選定も入札による方法でなされており、既に一定の効率化が図られていると考えられる。また、学校特有の事情として長期休暇があることから、その間の営業利益は見込めないことから経営上の損失が生じることが想定される。

・警備業務については、日中は教職員が実施し、夜間は民間事業者への業務委託により機械警備となっており、事業費の適正化は図られている。

○スケールメリットによる建設費の縮減が見込まれるような複数校一括発注についても、予算及び整備計画の都合上、調整が困難である。

○上記理由及びPFI導入の検討結果を総合的に判断した結果、本事業は、PFI方式による整備は適当ではなく、従来手法で実施すべきであると判断した。

【VFMの検討条件】

VFM算定に当たっては、国土交通省作成の「VFM簡易算定モデル（H29.4月）」を使用し、検討条件は、内閣府の「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針（H27.12月）」及び国

土交通省の「VFM簡易算定モデルマニュアル（H29.4月）」による利率等を適用した。また、従来型手法の費用等については、平均落札率※を適用した。

なお、詳細は次のとおり。

1 整備等費用（建設費）

平成29年度営繕工事単価（土木部営繕課）により算出した。

PFI手法による削減率は10%とした（内閣府「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針」より）。

2 運営等費用（維持管理費）

類似する他の高等学校の運営等費用を元に算出した。

PFI手法による削減率は10%とした（内閣府「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針」より）。

3 資金調達費用

従来型手法では、起債及び一般財源となり、起債償還利率は年利1.3%とした（内閣府「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針」より）。

PFI手法については、基準金利を年利1.8%（内閣府「多様なPPP・PFI手法導入を優先的に検討するための指針」より）とした。

4 割引率

長期国債（20年物）の20年平均利率から2.1%とした（国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」より）。

※ 平均落札率

平成28年度建設工事の平均落札率92.6%とした（出納局契約課「平成28年度建設工事等の入札結果について」より）。

【VFMの検討結果】

1 VFM

従来方式に対するPFI方式のVFMは税抜きで▲659百万円（削減率▲9.3%）となり、PFI導入効果が発現されない。なお、従来方式の建設費については、本県の平成28年度における建設工事の平均落札率92.6%を加味している。

また、従来方式の建設費を落札率100%で算定した場合でも、▲171百万円（削減率▲2.3%）となり、PFI導入効果が発現しない。

2 リスク

民間事業者の資金調達においては、民間事業者の資産や信用度により金利が設定されることから、想定の上1.8%より高金利となる可能性があり、県の資金調達時の利子1.3%との差、0.5%よりも拡大し、さらにコスト増になる可能性がある。

また、事業が大規模で長期間にわたるため、需要の変動・物価の上昇等想定できない不確実性のある事由によるリスクが大きい。

（注）定量評価表（別紙様式第2号）、関係資料（計画書、配置図等）を添付願います。

なお、PPP・PFI手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、別紙様式第2号に代わり、その他評価表（別記様式第3号）を添付願います。

PPP・PFI簡易定量評価表

平成29年7月20日作成

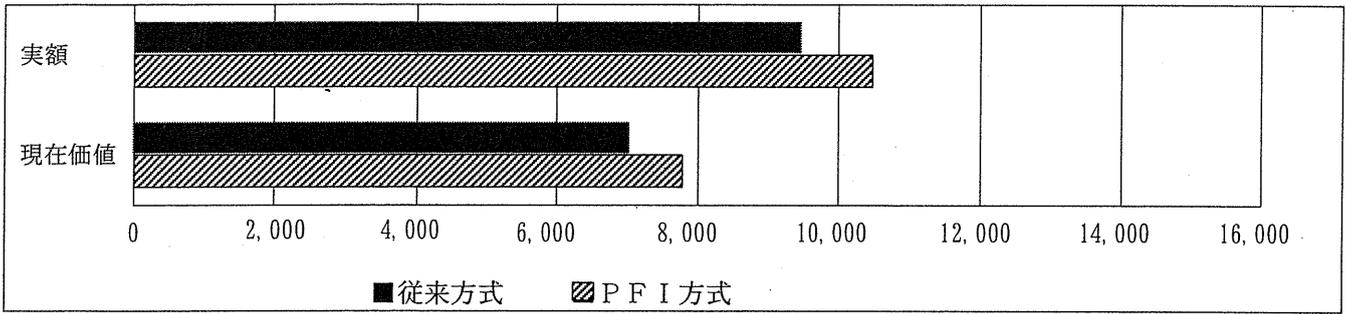
○事業手法の比較検討の前提条件

【事業期間26年 落札率92.6%】

担当部局課室名		教育庁施設整備課		
事業の名称		宮城第一高等学校校舎等改築事業(新規・ 建替 ・運営権)		
事業の目的		施設の老朽化に伴う建て替え		
予 定 地		仙台市青葉区八幡一丁目6-2		
		従来型手法の費用等	PPP・PFI手法の費用等 (BTO方式)	
前 提 条 件 等	事業期間	設計・建設	6年	6年
		維持管理	20年	20年
	施設面積 (㎡)	校舎棟	8,122㎡	8,122㎡
		屋内運動場	1,968㎡	1,968㎡
		その他附属棟	1,044㎡	1,044㎡
	計	11,134㎡	11,134㎡	
整備等(運営等を除く。)費用		7,173百万円	7,315百万円	
<算出根拠>		想定整備面積に平成29年度営繕工事単価を乗じて算出(営繕課) ※落札率92.6%を適用	従来型手法(落札率100%値)より10%削減の想定に、整備等に係る諸経費を加えて算出	
運営等費用		972百万円	1,075百万円	
<算出根拠>		類似する他高等学校の運営等費用を元に算出	従来型手法(落札率100%値)より10%削減の想定に、SPC運営等に係る諸経費を加えて算出	
利用料金収入		—	—	
<算出根拠>		利用料金収入の想定なし	利用料金収入の想定なし	
資金調達費用		1,001百万円	1,548百万円	
<資金調達 算出根拠>	自己資金 (一般財源)	717百万円	90百万円	
	起債	6,456百万円		
	利率, 償還方法等	金利 1.3% 償還期間 20年 支払方法等 元利均等払い		
	補助金	—	—	
	市中銀行借入		7,225百万円	
	利率, 償還方法等		金利 1.8% 償還期間 20年 支払方法等 元利均等払い	
調査等費用		341百万円	401百万円	
<算出根拠>		間接コスト(人件費)を計上した	間接コスト(SPC設立費用・アドバイザー費用等・モニタリング費用等)を計上した	
税金		—	62百万円	
<算出根拠>		従来型手法の場合は想定せず	平成27年度の各税率を元に算出	
税引後損益		—	184百万円	
<算出根拠>		従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されることを想定	
合計		9,487百万円	10,585百万円	
合計(現在価値)		7,094百万円	7,753百万円	
財政支出削減額(削減率)			△659百万円(△9.3%)	
割引率		2.1%	2.1%	

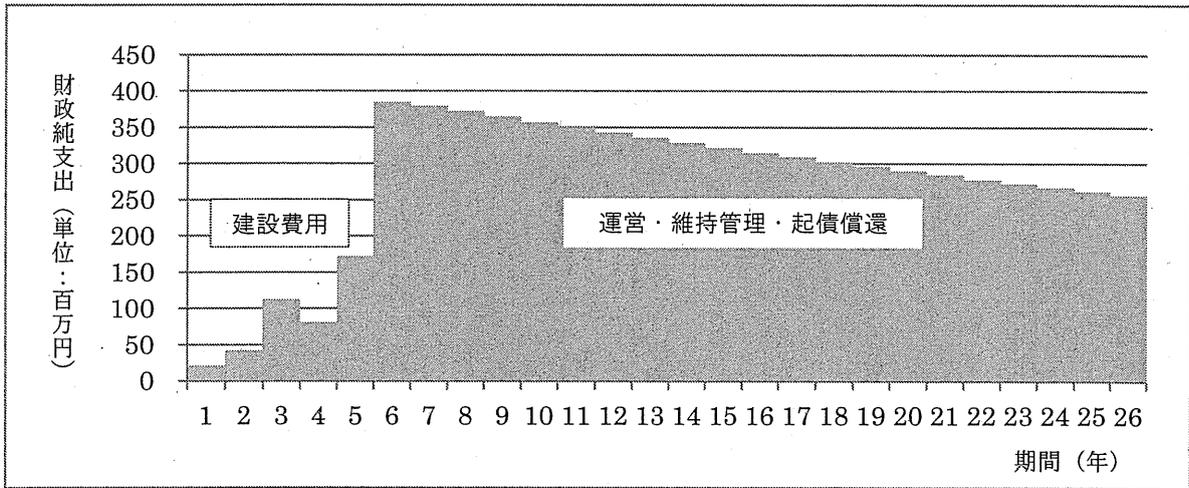
●県の財政負担額

単位：百万円

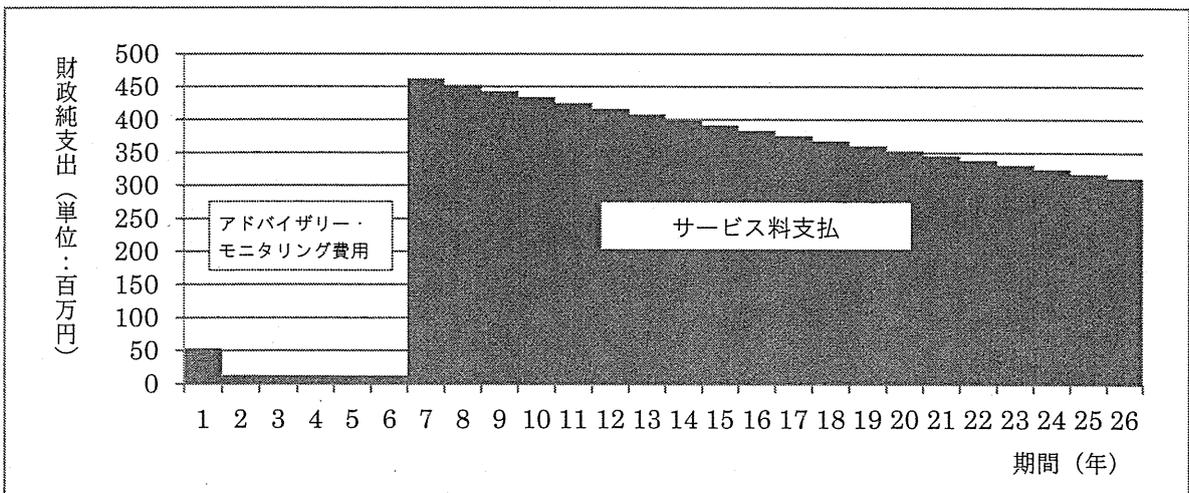


●県の『財政純支出（支出－収入）』に係る年次予測グラフ

従来型方式



PFI方式



宮城県 環境基本計画【概要版】

復興を契機とした
新しいみやぎの環境の創造を目指して

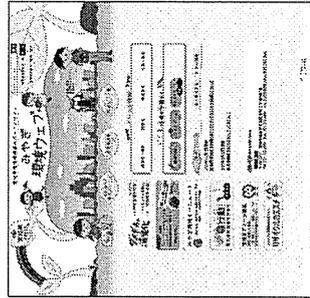
宮城県の環境ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

県では、みやぎの環境情報を発信するためのホームページとして、「みやぎ環境ウェブ」を公開しています。

このサイトでは、環境に関する県のことのほか、環境に関するイベント情報、ニュースなどを掲載しています。

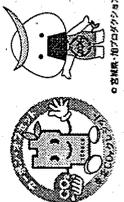
また、環境について勉強できる用語集やクイズ、自然体験施設の紹介をしています。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>



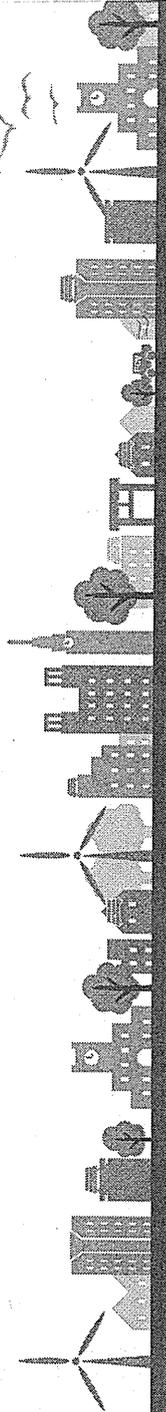
宮城県環境生活部 環境政策課

〒980-8670 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
TEL 022-211-2663 FAX 022-211-2669
Mail Address kankyop@pref.miyagi.jp



宮城県環境基本計画【概要版】の
作成（紙の総発行量）における一
冊あたりのCO₂排出量は46gです。

© 2014. 02/25/17/19/20



復興を契機とした

新しいみやぎの環境の創造を目指して

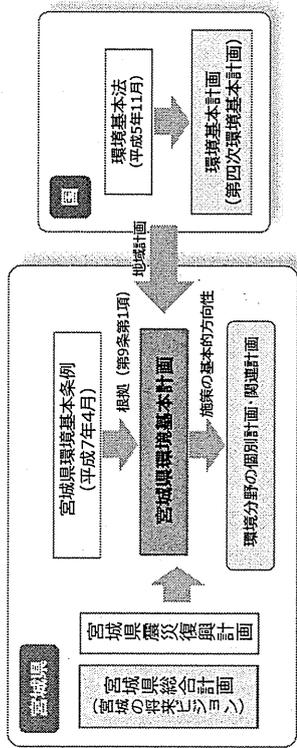
私たちは海、山、川、平野が調和した美しい宮城県の自然環境から、多くの恵みを受けながら暮らしています。しかし、近年の社会経済活動の飛躍的な発展、資源・エネルギーを大量に消費する生活スタイルへの変化により、生活は便利で豊かになったものの、地球温暖化や廃棄物の増大、大気環境の汚染など、私たちの生活が自然環境に与える影響は大きく、環境を損なうものとなっています。

また、平成29年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の揺れによる被害だけでなく、広範囲にわたる津波の襲来により、県沿岸部を中心として本県の環境は大きな影響を受けました。現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故にともなわない環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物や、除染にともなわない発生した土壌の処理が緊急に対処すべき大きな課題となっています。

宮城県環境基本計画は、県の環境における課題の解決と、良好な環境の保全及び創造に関し、平成32年度までの5年間に県が実施する施策の方向性を定める計画です。また、県民・事業者・民間団体及び各市町村など県の環境にかかわるすべての人が、環境について考え、行動する際の指針でもあります。

計画の位置づけ

環境基本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン（平成19年3月）」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民・事業者・民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となる計画です。



計画の期間

県では、東日本大震災からの復興のため「宮城県震災復興計画」を策定し、平成32年度を目標として、集中的に復興・復興事業や県の発展のための新しい取組を進めています。これらにより、一時的に環境への負荷は増え、県民の環境や社会状況も大きく変化すると考えられます。環境への影響の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、復興事業による環境への影響について配慮し、環境への影響の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

計画が目指す環境の将来像

環境基本計画を進めることにより、以下のような将来像を目指します。

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

県の環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できる、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

県民・事業者・民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動による環境への影響を少なくすることは、持続可能な社会の実現のために絶対に必要であることを理解し、省エネルギー・省資源・自然環境を守ることによって進んで取り組む、行動する地域社会になることを目指します。（※事業者とは利益を得るための事業（仕事）を行う人、会社のことです。）

環境基本計画の体系

東日本大震災からの復興における課題は早急に対処しなくてはなりません。このため、平成32年度までに「復興のための重点的な取組」を進めます。また、環境の将来像を実現するためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が実現し、その基盤となる「安全で良好な生活環境」が確保されることが必要です。この4つを「将来像実現のための政策」の柱として掲げ、体系的に施策を進めます。

復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

安全で良好な生活環境の確保

「低炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を低く抑えた社会のことです。

循環型社会の形成

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

低炭素社会の形成

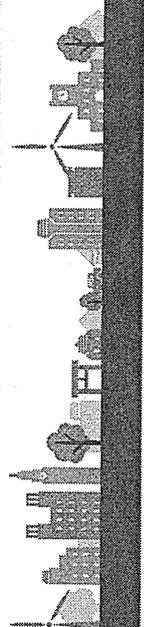
「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えるとともに、廃棄物をできるだけ再利用することで、資源などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

自然共生社会の形成

「安全で良好な生活環境の確保」とは、私たちの健康への影響がない良好な大気・水環境などの生活環境が守られていることで、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を形成するための基盤となるものです。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する基盤的な施策です。



復興のための重点的な取組

東日本大震災では、地震、津波による動植物への直接的な影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、県環境は大きな影響を受けました。また、復興事業による沿岸部生態系への影響や、土砂採取のため森林の開発、工事に伴う騒音・振動などの生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。これらは復興のための課題として、特に重点的に取組を進めます。

1 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の被害が大きかった沿岸地域を中心に、復興事業で新しいまちが整備されています。県では、震災からの復興をきっかけとして、再生可能エネルギー等の利用や災害時の活用、地域の産業振興につながる自立・分散型の地産地消エネルギーを導入した、より先進的なコタウンの形成など、地域の経済、社会の低炭素化による先進的な地域づくりを進めます。

具体的な地域

再生可能エネルギー等の活用とエネルギー利用の最適化
住宅への高性能な省エネルギー設備、太陽光発電システムや蓄電池等の創、蓄エネルギー設備の設置や、住宅の断熱改修を支援し、エネルギーの自家消費と利用の効率化を図ります。また、市町村が行う公共施設や道路照明などの省エネルギー化を支援します。

さらに、地域特性に応じたコタウン形成の実現可能性調査や、エコタウン形成事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消システムの形成を目指します。

防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入

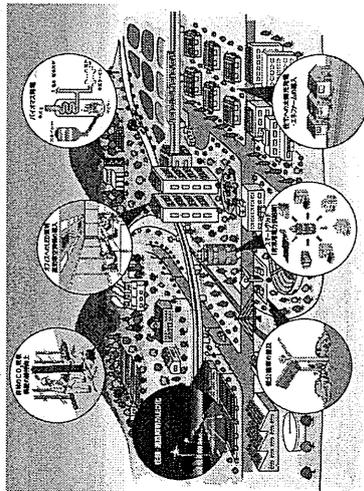
防災拠点・病院等への再生可能エネルギー設備等の導入や、市町が整備する災害公営住宅への太陽光発電の導入など、自立・分散型エネルギーシステムの整備を推進します。

また、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。

地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進

県内の事業者の実施する、再生可能エネルギー等を利用した環境負荷低減の取組や新製品の開発のほか、省エネ、再生エネルギー設備の導入を支援します。木質バイオマスについては、木利利用伐材の搬出経費や水質燃料を利用するボイラーの導入の支援を行うほか、バイオディーゼルの製造や導入についても支援します。

さらに、創造的な復興に向けた取組として、水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を進め、「東北における水素社会先駆けの地」を目指す。



2 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

平成27年現在、沿岸部では津波、高潮対策のため、海岸堤防の整備等の復旧・復興事業が行われています。必要不可欠な事業ですが、地形を大きく変えるため、沿岸から内陸にかけての自然のつながりが分断されること心配されています。県の内陸部でも、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化した場所があります。

また、復旧・復興事業が集中して行われるため、資材などを運搬する車両の通行が増え、建設機械（重機）などの稼働も増加しています。大気汚染や騒音・振動といった生活環境への影響が心配されています。

県が進める施策

防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

防災や復旧・開発事業において、各分野の専門家・学識者から助言・指導を受け、地域の生態系、自然環境への影響を予測し、可能な限り環境への影響を低減した工事を行います。また、沿岸部の復旧工事においては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境への影響に注意した工事を行っています。

内陸部の森林では、林地開発許可制度（Iha）を超えた開発には知事の許可が必要な制度により、無秩序な開発を規制します。また、違法な土砂の採取等の未然防止と早期発見のため、市町村と連携したパトロールを強化します。

防災・復興事業における生活環境への配慮

大気汚染や騒音を監視するモニタリング調査を行い、工事車両の増加などによる生活環境への影響を把握します。また、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく騒音・振動の規制値を守るよう指導します。県の事業では、周辺環境に配慮した工事を行うよう、工事業者を指導します。

3 放射性物質の付着した廃棄物の適正な処理の促進

東京電力福島第一原子力発電所事故以外にもない、県域中に多量の放射性物質が放出されました。平成27年度現在、事故直後と比較して環境中の放射線量は減っていますが、放射性物質はまだ残っていることが確認されています。

除染作業によって発生した除染廃棄物と除去土壌は、発生した市町村の責任で処理されることになっています。除去土壌については処理の基準がまだ定められていないため、各市町村による処理場などで保管されています。

また、8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物については、通常の一般ごみと同様に、発生した市町村等が処理することになっていますが、処理はあまり進んでおらず、早期に完了することが求められています。

県が進める施策

除染対策の支援

除去土壌の処分については、早期の処分基準制定を国に要望します。また、市町村の除染を進めるため、除染支援チームを派遣し、除染技術に関する指導や助言を行う除染アドバイザーを設置します。

放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進

8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物は、国の実証実験や他県の事例により、通常の一般ごみと混合して焼却することで、安全な処理ができることが分かっています。このことを踏まえ、早期に処理が完了するよう、市町村等への支援や、安全性に関する県民への情報提供を行います。

5

6

将来像を表現
するための政策

2 循環型社会の形成

県は、平成16年度より再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを促進するなどの排出削減対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量は平成17年度以降減少していました。

しかし、東日本大震災の影響を受け、県を取り巻く社会的・経済的情勢は大きく変化しており、平成24年度の排出量は増加に転じました。今後も、火力発電所の稼働率の上昇や、震災復興事業の影響から、温室効果ガス排出量は増加すると予想されています。

なお、部門別の排出量をみると家庭からの温室効果ガス排出量は平成2年から増加傾向にあります。県内の温室効果ガス排出量を削減するためには、県民・事業者・民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化のための取組を進める必要があります。

年度	H2	H7	H12	H17	H21	H22	H23	H24
排出量(千トン)	1,955	2,522	2,528	2,370	2,028	1,911	1,819	2,172

図 部門別二酸化炭素排出量の推移
出典：宮城県ホームページ（温室効果ガス排出状況）

ロエネルギー転換部門
ロ民生部門(家庭)
ロ運輸部門
ロ産業部門
ロ民生部門(業務)
ロ廃棄物部門

県が進める施策

暮らしや事業活動における低炭素化の推進
「ダムだつちや温暖化」宮城県民会議など、地球温暖化防止に関する県民運動を広げるほか、住宅や事業所、工場への再生可能エネルギー等の導入、省エネルギー設備の導入や省エネルギー効果のあるリフォームなどの対策を支援します。

地域づくりと運動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進
太陽光発電や小水力発電など、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、公共施設等インフラの省エネルギー化により、環境負荷の少ないエコタウンづくりを進めます。また、先進的なエネルギー源である水素エネルギーの普及を進めます。

地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現
再生可能エネルギー等関連産業の創出・育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギーとして、バイオマスを活用した先駆的な事業や地域づくりを支援します。間伐や森林整備等による、森林による二酸化炭素の吸収・固定能力の維持向上を目指します。

将来像を表現
するための政策

2 循環型社会の形成

県は、事業者への3Rの推進をはじめ、循環型社会の形成に向け、市町村の支援や啓発・環境教育などに取り組んでおり、県全体のゴミの排出量は減少傾向にあります。

しかし、東日本大震災以降、ゴミの排出量は増大し、家庭ごみなどの一般廃棄物リサイクル率は低迷しています。特に、紙やプラスチックなどのリサイクルできる資源が増えています。また、震災復興事業にともなはい、産業廃棄物量も増加しています。

ごみ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めて行く必要があります。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般廃棄物排出量(千トン)	1,115	1,089	1,053	994	976	979	979	972
家庭ごみ排出量(千トン)	1,111	1,066	1,017	981	1,047	1,027	1,025	1,000

図 ごみ（一般廃棄物排出量）の推移
出典：宮城県環境白書

県が進める施策

県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進
県民・事業者・民間団体及び行政などが、改めて3Rを意識した行動を実践するための施策を進めます。県民が日々の生活の中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組を実行し、ライフスタイルとして定着できるように、環境教育や普及啓発を進めます。

循環型社会を支える基盤の充実
生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進します。広報誌やホームページなどを活用した情報発信、3Rに関する施設整備の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への指導など、県民や事業者、自治体等へ情報の提供や新技術開発への支援を進めます。

循環資源の3R推進
ごみとして排出されるものの中には、リユースやリサイクルにより有用な資源となるもの（循環資源）が含まれています。循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を進めます。

廃棄物の適正処理の推進
事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理の経験を活かし、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

92



3 将来像を具現するための政策

自然共生社会の形成

海、山、川、平野が調和する宮地県の豊かな自然は、農林水産業をはじめ、私たちに多くの恵みを与えてくれています。

このように多様な自然を守るためには、保全するだけでなく、適切な利用による管理をしていく必要がありますが、近年は産業構造の変化や急速な少子高齢化により、維持管理されない森林や耕作放棄地が増えています。また、人にイニシイや二ホンジカが猖狂、農作物への被害が増加しています。

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、生態系の保全や、適切な維持管理が行える取組を進める必要があります。

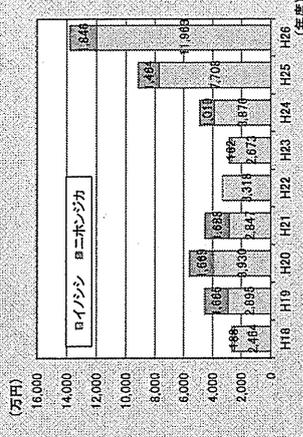


図 イニシイ、二ホンジカによる農畜被害額 (農畜被害額)

果が進める施策

健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

河川、自然公園、里地里山などを適切に管理・整備することで、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の保全を進めます。また、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配慮を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

生物多様性の保全及び自然環境の再生

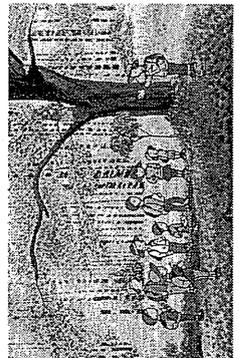
希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策、人と野生鳥獣の適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行い、生物多様性を保全します。また、地域協働を基本とした自然環境の保全、再生の推進に取り組みます。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

行政や県民、民間団体及び専門家等による協働の取組や自然観察会などのイベント開催、環境に配慮した持続可能な農業の支援などの取組を進めます。また自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、市町村・県民・民間団体などと共有するとともに、緊密な連携による協働を図ります。

やさざや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹などの身近な緑や、水辺など生活空間の中の潤いのある環境づくりを進めます。また、地域の良好な景観の形成を支援します。



4 将来像を具現するための政策

安全で良好な生活環境の確保

県は、大気や水、土壌環境や、騒音・振動などのモニタリングや、工場、事業場など発生源への対策・規制を行うなど、安全で良好な生活環境の確保に向けた取組を進めてきました。

本県の環境はおおむね良好な状態ですが、大気環境については全国的に光化学オキシダントの環境基準を達成していないこと、水環境については湖沼・海域等での有機性物質による汚濁の環境基準を達成していないなどの課題があります。安全で良好な生活環境を確保するため、これまでの取組を引き続き行うほか、良好な環境を次世代へ継承していく体制・意識づくりを進める必要がありま。

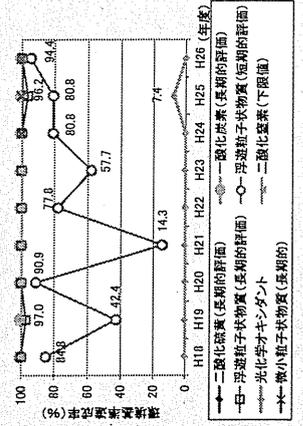


図 大気環境基準達成率 (一般局)

果が進める施策

大気環境の保全

発生源対策等を推進します。また、建物の解体等による飛散のおそれのあるアスベストや工場及び事業場等からの悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に監視を行います。

水環境の保全

河川、湖沼、海域など公共用水域の監視を継続するとともに、流入する汚濁負荷を減らし、水質環境基準を達成するため、汚濁物質の発生源対策の徹底等の施策を進めます。

土壌環境及び地盤環境の保全

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の状況に応じた適切な管理及び処理を指導します。また地盤沈下がみられる地域において、水準測量等の定期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底します。

地域における静穏な環境の保全

騒音の環境基準の達成及び維持を図ります。また工場及び事業場や建設作業などの騒音・振動の発生源に対し、法令に基づく規制基準が遵守されているか確認します。

化学物質による環境リスクの低減

県庁が行う化学物質の残留調査に参加するほか、ダイオキシン類の測定・公表を行います。また県民、事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有し、意思疎通と相互の理解を深める「リスクコミュニケーション」に取り組みます。

環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発

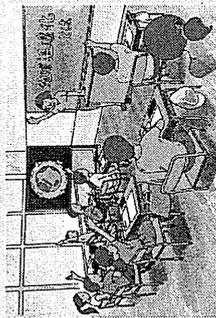
市町村の除染対策の支援を行うほか、放射線・放射能を計画的に測定、結果を速やかに公表します。また放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する、基盤的な施策を推進します。

グリーン行動の促進

- 「宮城県環境教育基本方針」にESD(持続可能な開発のための教育)の視点を導入し、学校や社会における環境教育を進めます。さらに、学校、事業者、民間団体等が行う環境学習・環境保全活動を支援します。
- 県民、事業者が環境配慮行動を実践、継続できるような方を検討します
- 環境に配慮された製品やサービスを選択する「グリーン購入」の普及を進めます。
- 県の事業についても、公共事業等における環境配慮を推進し、オフィス活動では環境負荷の低減を進めます。



環境の保全に關する協定の締結

開発行為や、大規模な工場などを立地(計画)する事業者に対し、県、市町村との間で、環境の保全・公害発生防止等を目的とする協定を締結します。また、事業者が環境影響のモニタリングや環境配慮事項の進捗委員会などの報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

開発行為における環境配慮

開発行為を進めるためには、土地の利用方法の検討や、周辺環境への影響を最小限にするなどの配慮が必要で、開発を行うこととする土地の生息系への影響や、事業を実施するに当たり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を減らすため、事業者に対し、環境配慮を実施するよう指導を行います。

規制的措施

各種環境規制法や公害防止条例の確かな運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

公害の発生、適切な処理及び環境回復の促進

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認します。その上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や発生源への指導を行います。また、不法投棄などの環境犯罪には厳格に対応します。

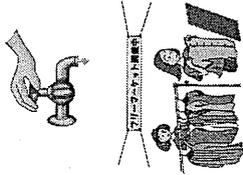
持続可能な社会をつくるため、わたしたち一人一人ができること

現在の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。宮城県環境基本計画が目指す将来像を実現するためには、県民、事業者、民間団体など宮城県に関わるすべての人が、持続可能な社会の実現に向けて、ごみやエネルギー消費量を減らした環境負荷の少ない生活や事業活動に切り替え、積極的に貢献を守るための取組を進める必要があります。

一人一人が普段の生活の中からできることをいくつか紹介します。

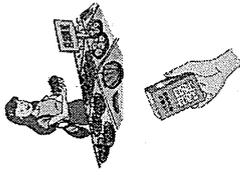
家にいるとき

- 電気はこまめに消し、人のいない場所など不要な照明は消しましょう。
- 冷蔵庫の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度としましょう。
- 水道やシャワーはこまめに閉めましょう。
- 使わない服や道具で、まだ使えるものはリサイクルショップなどを利用してリユースしましょう。



外出・買い物するとき

- マイバッグを持参していらぬレジ袋は受け取らないようにしましょう。
- なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を使うようにしましょう。
- 野菜は旬なものや県産の産物ものを選びましょう。また、必要を分だけ購入し、捨てる食品を減らしましょう。
- 形やデザインではなく、消費電力、燃費など、ラベルの記載に注意して環境への負荷が少ない商品を選びましょう。



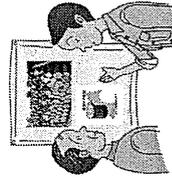
地域での活動で

- 地域の清掃活動や植林、里地里山の保護などの環境活動に参加しましょう。



生活を新築・リフォームするとき

- 高断熱化や設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境負荷の削減を目指しましょう。
- 「優良みやぎ材」などの県産材を利用しましょう。



宮城県環境保全率先実行計画

(第5期)

〈平成28年度～平成32年度〉

平成28年3月

宮城県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基準年度における計画の取組実績

- 1 計画の取組実績(指定管理施設を含まない目標)・・・・・・・・ 3
- 2 計画の取組実績(指定管理施設を含む目標)・・・・・・・・ 4
- 3 基準年度における温室効果ガス排出量・・・・・・・・ 5

第3章 計画の基本方針等

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 重点的に推進する行動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 計画の目標

- 1 計画の目標(数値目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 計画の目標(推進目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 目標達成に向けた行動

- 1 目標達成に向けた基本的な行動・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 数値目標を達成するための具体的な行動・・・・・・・・ 10
- 3 推進目標等を達成するための具体的な行動・・・・・・・・ 15

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資料編

- 1 用語解説
- 2 業務委託等に係る環境配慮の推進(仕様書記載事項の例)

3 推進目標等を達成するための具体的な行動

項目	具体的な行動
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。 (対象品目例) 紙類, 印刷物, 文具類, OA機器, 家電製品, 照明, 自動車等 ○ グリーン購入の基本方針に基づき, 環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。 ○ ダストブロワー等のフロンガスを噴射ガスに使用した製品を購入・使用しない。
再生可能エネルギー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施主体となる各事業において, 各種管理施設や敷地内に照明灯を設置する場合は, 太陽光・風力発電等の導入に努める。 ○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は, その規模, 用途などを考慮し, 太陽光発電・太陽熱利用やコージェネレーション等の導入に努めるほか, 既存の庁舎等についても, 設置スペースや使用形態等を考慮し, 大きな導入効果が期待できる場合には, 積極的に導入を図る。 ○ 低燃費車や低公害車等の優先的導入を図る。
業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務(調査, イベント開催, 広報, 施設管理等)を委託する際は, 委託業者に対し, 資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し, 要請する。
県発注工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し, 大気汚染を防止する。 ○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し, 周辺生活環境に配慮した運転方法とする。 ○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し, 騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。 ○ 情報交換システム等の活用により, 建設発生土の公共工事間利用を推進する。 ○ アスファルトコンクリート, コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は, 再資源化を推進する。 ○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の構造については, 環境負荷の低減に配慮し, 断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。 ○ 資材は, 環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。 ○ 施設等を計画・設計する際は, 周辺の自然環境保全や景観に配慮する。 ○ 屋上, 壁面, 外構等の緑化を検討調査し, その採用に努める。